

学術委員会研究委員会経費補助規定

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人日本小児循環器学会（以下、“本学会”と表記するが、研究委員会によって採択された課題研究委員会が活動する中で発生する経費および研究に対する事務的補助に関する事項を定めたものである。

(経費補助)

第2条 本学会は理事会で正式に承認された課題 A に対して研究の申請者（以下、“研究責任者”と表記する）の所属施設の指定された口座へ補助金を振り込む。本学会が支援する研究は9月1日を開始日とし、翌年の8月31日、または年度中に研究が終了する場合は研究終了日までを単年度とする。補助金は総会での予算案承認後から9月1日までの間に振り込まれる。尚、課題 B に対しては、経費の補助は行わない。

(補助金額の決定)

第3条 補助金額については、課題申請書の経費について研究委員会で検討し、学術委員会、および理事会の承認を経て決定される。ただし、単年度100万円を上限とする。尚、研究期間が3年を超える場合においても、本学会から支出される補助金の総額は300万円を超えない。

(経費となるもの)

第4条 研究活動を行うにあたって別表(*)に定めるものを経費の対象とする。尚、別表に定めるもの以外の支出に関しては研究員会で検討し、学術委員会および理事会での承認を必要とする。(*学術委員会研究委員会経費補助規定 別表)

(経費の管理)

第5条 経費の管理については科学研究費に準じ、施設内の経理担当者が経費処理を行う。応募者は、科学研究費に準じた経理の取り扱いが可能な施設に所属する研究者に限られる。

2. 間接経費を研究費総額の10%を上限に認める。
3. 補助金は理事会で課題 A と承認された時点から使用が可能となり、研究期間の終了日をもって使用の最終日とする。研究期間外の支出に対する使用は認めない。研究責任者は年度終了時に、研究進捗報告とともに、収支決算報告書を、証憑類を添えて研究委員会に提出する。
4. 研究委員会は、研究の進捗状況と予算の執行が適正に行われているかを8月中旬に開催される研究委員会で審議し、次年度以降の研究継続の妥当性を評価したうえで、学術委員会と理事会の承認を得る。
5. 年度終了時に残金が出た場合は、次年度への繰り越しを認め、最終年度収支決算において処理する。最終年度に残金がある場合、残金から振込手数料を引いた金額を本学会の指定する口座へ返金する。
6. 年度終了時に赤字となった場合、研究責任者は収支決算報告書に理由書を添えて報告する。
7. 研究責任者が研究期間中に施設を異動した場合は、異動先が科学研究費に準じた経理の

取り扱いが可能な施設である場合は、科学研究費に準じて研究機関を移動できる。移動が困難な場合、同施設の研究後任者に資金を引き継ぎ研究を継続することができる。いずれもが困難な場合は研究を打ち切り、研究責任者は研究終了の手続きを行わなければならない。

(その他の補助)

第6条 その他、経費以外の事務的補助については次の通り定める。本項については、課題 A および課題 B に対し適用される。

2. 研究責任者が本学会の所有する学会名入りの封筒を調査に使用する場合は、有料で提供を受けることができる。
3. 研究責任者が本学会会員の宛名ラベルを使用する場合は、有料で提供を受けることができる。
4. 研究責任者は研究の一部業務（WEB アンケート等、簡易的かつ学会事務局が効率的に実施できる業務に限る）を、本学会と協議の上、所定の金額を支払い、学会事務局に委託することが出来る。

(改廃)

第7条 本規定は令和4年1月1日より実施する。

2. 本規定の改廃は研究委員会の審議を経て学術委員会、および理事会の承認に基づく。